

## 至誠館大学学長室規程

(設置)

第1条 学校法人菅原学園至誠館大学に、学長室を置く。

(組織)

第2条 学長室は、学長が指名する教職員の中から次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 次長
- (3) IR担当
- (4) その他の業務担当

2. 室長は、学長室の業務を総括する。

(学長室会議)

第3条 学長室に、学長室会議を置く。

2 学長室会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 認証評価に係る事項
- (2) 中期計画に係る事項
- (3) 自己点検・評価に係る事項
- (4) 教職員評価に係る事項
- (5) IRに係る事項
- (6) 関係組織・団体の情報収集
- (7) その他学長の指示する事項

3 学長室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

4 議長は、必要に応じて室員以外の者に出席を求めることができる。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、学長室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

制 定 令和3年 9月 1 日